

鹿児島県立短期大学商経学会会則

第1章 総則

第1条 本学会は鹿児島県立短期大学商経学会という

第2条 本学会事務所を本学商経科研究室に置く

第2章 目的および事業

第3条 本学会は商経法学の研究および発表を目的とする

第4条 本学会は前条の目的を達するため左の事業を行なう

- 1 雑誌「商経論叢」の発行
- 1 研究会および講演会の随時開催
- 1 その他評議員会が適当と認めた事業

第3章 会 員

第5条 本学会は左の者を以って組織する

- 1 名誉会員
- 1 特別会員（本学商経法関係教官）
- 1 普通会員（本学在學生，卒業生および以上の外，申し込みのあった者）

第6条 新たに会員となるときの入会金として400円納入するものとする
普通会員の会費は年額200円とし，特別会員はその額に100円を加算するものとする

第7条 会員は雑誌「商経論叢」の配布を受ける

第4章 機 関

第8条 本学会に左の役員を置く

- 1 会長，評議員の中から互選する
- 1 評議員，特別会員を以って充てる
- 1 雑誌の編集，庶務会計委員，評議員を以って互選する

第5章 規約変更

第9条 本学会会則の改正および変更は評議員会の決議による

第6章 附則

本則は昭和30年4月1日より効力を生ずる

備 考

- 昭和33年4月 1部改正（学会名称，入会金の件）
昭和35年4月 1部改正（会費の件）
昭和40年3月 1部改正（会費の件）

前号（17号）紹介

原価計算と商的農業……………	伊 伏	彰
国と地方の間の法律関係……………	楢 元	茂
労働力と労務管理についての一考察……………	児 嶋	正 男
いわゆる「ポリシー・ミックス」の政策的 意義とその衝撃メカニズムについて……………	橋 口	幸 夫